

# 箱根町ジェネリック医薬品普及促進計画

(令和5年4月改訂)

## 1 目的

国は2023年度末までにジェネリック医薬品の使用割合をすべての都道府県で80%以上にすることを目標としており、保険者努力支援制度においても、ジェネリック医薬品の普及促進に関する取り組みは年々評価点が上昇している。

令和5年3月審査時点での神奈川県内の平均使用割合は79.4%に対し、箱根町は73.4%と大きく下回る現状となっている。

今後、差額通知発送の効果を分析するとともに、1人でも多くの方に周知啓発を行い、医療費の適正化につなげることを目的とする。

## 2 通知人数や使用割合の現状(令和5年4月現在)

### (1)直近の通知人数

| 年度<br>発送月 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|-----------|-------|------|------|------|------|
| 4月        | 187件  | 171件 | 119件 | 152件 | 97件  |
| 8月        | 153件  | 133件 | 135件 | 148件 | 84件  |
| 12月       | 169件  | 141件 | 142件 | 152件 | 95件  |
| 合計        | 509件  | 445件 | 396件 | 452件 | 276件 |

### (2)使用割合及び数量、割合の推移

別紙1のとおり

## 3 現状の普及促進に向けた取り組み

- ・差額通知の発送 年3回
- ・国民健康保険料本算定通知に関連パンフレットを同封する
- ・保険健康課窓口・各出張所窓口においてパンフレット及び希望シールの配布
- ・子育て支援課、福祉課窓口での希望カードの配布
- ・ジェネリック医薬品啓発ポスターの庁舎内での掲示

## 4 現状分析と課題

### (1) 現状分析

- ・「2 通知人数や使用割合の現状」から令和3年度と令和4年度を比較すると全体の数量シェアはほとんど横ばいであるものの、「1.2%」の増加となった。
- ・「2 通知人数や使用割合の現状」から令和3年度と令和4年度を比較すると医科(院内処方)の数量シェアは「0.4%」の減少となった。
- ・「2 通知人数や使用割合の現状」から令和3年度と令和4年度を比較すると調剤(院外処方)の数量シェアはほとんど横ばいであるものの、「1.4%」の増加となった。

### (2) 課題

- ・本町では医科(院内処方)の数量シェアがかなり低い。その原因は過去の神奈川県の実績分析によると、町内の医療機関は院内処方の場合が多く、そのことが数量シェアに大きな影響を与えているとされていたが、令和5年4月現在、院内処方している町内の医療機関は少数であり、別の大きな要因があると考えられるが、その要因の特定には至っていない。今後は町内、町外を問わずに広い視点での分析が必要と考え、まずは要因の特定に注力していきたい。

## 5 今後の目標

- ・令和5年度末までに調剤(院外処方)の数量割合を総計で80%以上にする。
- ・令和5年度末までに医科(院内処方)の数量割合を総計で50%以上にする。

## 6 目標達成に向けた取り組み

「4 現状分析と課題」で記述のとおり、本町の特性として、院内処方においての数量割合を増加させることは院外処方に比べ、難しいと考えられる。そのため、今後は医科(院内処方)と調剤(院外処方)に分けて考え、それぞれにあった取り組みを検討し、実施していく。

### ○医科(院内処方)の数量割合増加のための取り組み

- ・町内外の医療機関での後発医薬品の取り扱いについて現状分析を行う。

○調剤(院外処方)の数量割合増加のための取り組み

- ・町内薬局へポスター掲示などの協力依頼をする。

○共通する取り組み

- ・「3 現状の普及促進に向けた取組み」に記載した内容の継続実施。
- ・町ホームページ上の特設ページの内容充実を図る。